

寄附行為標準例に記載のある関係規程において定めておくことが想定される項目

- 関係規程を定める際に留意いただきたい事項
当該規程の目的や施行日について漏れなく規定し、附則も設け、改正の都度附則を追加すること
- (外部) 理事選任機関について
 - 【参考：寄附行為における評議員会に関する規定】
 - 1. 寄附行為において規定しなければならない項目
 - ・ 構成（寄附行為標準例第7条第1項、第2項）
 - ・ 任期（寄附行為標準例第7条第3項）
 - ・ 招集（寄附行為標準例第7条第4項、第5項）
 - ・ 定足数、決議（寄附行為標準例第7条第7項）
 - ・ 監事からの報告の方法（寄附行為標準例第7条第8項）
 ※理事会・評議員会以外の理事選任機関については構成、運営方法を寄附行為にて定める必要がある。
 - 2. 理事選任機関運営規程において定めることが想定される項目（例）
 - ※寄附行為において定めることも可能。
 - ※理事選任機関が評議員会である場合、評議員会運営規程の中で理事選任機関としての評議員会の運営について必要な事項を定めることも可能。
 - ・ 理事選任機関構成員の選解任の具体的方法（選考会議の在り方によっては評議員会の議決）
 - ・ 理事候補者案の決定方法
 - ・ 寄附行為で定める必要のある理事選任機関の運営方法（招集や決議に係る事項など）の詳細（例えば招集通知の時期等）。
 - ・ 書面又は電磁的方法で議決に加わることができる規定
 - ・ 議長の選任方法（互選とするなど）
 - ・ 議事録の作成方法（署名する者は全員とする又は指名した特定の者とするなど）
 - ・ 理事選任機関構成員の報酬 など
- 評議員選任・解任規程について
 - ・ 寄附行為標準例第32条（評議員の選任）及び第35条（評議員の解任及び退任）に定めるもの以外に選任・解任の規定（例えば、具体的な選任・解任のプロセス（候補者の選定方法や選任スケジュールの詳細）など）を設ける場合には本規程の策定を検討すること。
 - ※寄附行為において定めることも可能。
- 理事・評議員協議会について
 - 【参考：寄附行為における評議員会に関する規定】
 - 1. 寄附行為において定めることが想定される項目（例）
 - ・ 目的、招集（寄附行為標準例第49条第1項）
 - ・ 構成員（寄附行為標準例第49条第2項）
 - ・ 定足数、決議（寄附行為標準例第49条第4項）
 - 2. 理事・評議員協議会運営規程において定めることが想定される項目（例）
 - ・ 構成員の選解任方法（あらかじめ理事会及び評議員会で定めておくか、又は事案が発生した際にその都度定めるか、など）
 - ・ 構成員候補者案の決定方法
 - ・ 議長の選任方法（互選とするなど）
 - ・ 協議会の具体的な進め方
 - ・ 書面又は電磁的方法で議決に加わることができる規定
 - ・ 議事録の作成方法（署名する者は全員とする又は指名した特定の者とするなど）
- 財産目録謄本等交付規程において最低限定めておくべき項目
 - 【参考：行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用（平成15年3月31日宮城県告示第311号）】
 - ・ 写しの交付の根拠規定（寄附行為第63条）
 - ・ 交付対象の規定（紙の交付のみ？電磁的記録の提供も可？）
 - ・ 交付費用の規定（県告示では白黒コピー1枚10円、カラーコピー1枚30円、CD-Rなど実費）
 - ・ 交付請求書などの関係様式の整備
 - ・ 費用納付時期の規定